

住民税非課税世帯等の皆さんへ
重点支援給付金を支給します

市 福祉政策課 給付金専用窓口 ☎53-5127 ㊚53-5128

住民税均等割非課税世帯と、電力・ガス・食料品などの価格高騰の影響などで予期せず家計が急変した世帯を支援するため、重点支援給付金を支給します。

給付金の支給額 1世帯あたり7万円(世帯主の口座へ振り込み)

- 給付金の申請案内
- ① 前回給付金(3万円)受取済みの世帯 → 対象世帯に発送しました。
 - ② 住民税非課税世帯 → 対象世帯へ案内を送付します。
 - ③ 家計急変世帯 → 随時受付(個別案内は行いません)



給付対象世帯と支給手続き

- ※ 住民税課税者の扶養親族等のみの世帯は対象外です。
- ※ ①、②、③を重複して受給はできません。(いずれかの方法で一度のみ)
- ※ 物価・エネルギー価格高騰などの影響以外による収入減少によって給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

①、②、③いずれかに当てはまる世帯

① 前回給付金(3万円)を受取済みの世帯

令和5年度内において、既に価格高騰重点支援給付金(3万円)を受け取った世帯(世帯状況が変化した場合を除く)に市から通知文を送付しました。

記載されている振込口座から変更がある人や受け取りを拒否される人は、通知文内で指定する期限までに書類を返送してください。

※ 通知文内に記載する口座へ振り込みを希望される人の返送は不要です。

② 住民税非課税世帯
世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税の世帯
(①の該当世帯を除く)

支給要件を満たすと思われる世帯には、お住まいの市区町村*1から案内が届きます。

給付を希望される人は、令和6年5月31日までに書類を返送してください。

※1 令和5年12月1日時点で住民登録のある市区町村

申請期限
令和6年
5月31日(金)

③ 家計急変世帯
物価・エネルギー価格高騰などの予期しない事態の影響により令和5年1月から12月までの収入が減少し、世帯全員が「住民税非課税相当*」となった世帯

お住まいの市区町村*2に申請が必要です。

申請書類は、福祉政策課、山東支所、各市民自治センター、各行政サービスセンターで配布のほか、市公式ウェブサイトに掲載します。

※2 申請時点で住民登録のある市区町村

申請期限
令和6年
5月31日(金)

※ 世帯員全員のそれぞれの年収見込額(任意の1カ月の収入×12月)が、非課税相当収入限度額以下であること。

ご注意ください

本給付金について、上記以外にも要件があります。詳しくは福祉政策課へお問い合わせいただくか、市公式ウェブサイトをご覧ください。

また、世帯の中に令和5年12月2日以降の転入者や未申告(課税情報がない)者がいる場合などは、案内の送付が遅れる、もしくはご案内ができない場合があります。

